

(四街道市)建築基準法に基づく建築制限一覧表

区分		市街化区域								調整区域		2以上の区域	備考
条	用途地域	第1種低層住居 専用地域	第2種低層住居 専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域のない区域		91条 (過半)	都市計画図
										右記以外	和良比・物井地区 (一部)		
48条	用途地域												
61条	準防火地域	—	—	—	—	—	準防火地域 (一部)	準防火地域	—	—	—	65条1項 (全部主義)	都市計画図
22条 県告示	準防火地域以外の 市街地についての指定	全域あり								許可条件による		24条 (全部主義)	
52条 1項	容積率	100%	150%	200%	200%	200%	200%	400%	200%	200%	100%	7項 加重平均 (平均主義)	都市計画図
2項	前面道路幅員12m未満 の場合 幅員(m) ×	40%						60%		60%			
53条 1項	建蔽率	50%	60%	60%	60%	60%	80%	80%	60%	60%	50%	2項 加重平均 (平均主義)	都市計画図
3項2号 県細則 第16条	角地緩和(周囲1/3以上)∧ (A&B≧4m)∧(A+B≧ 10m)∧(120°以内)	+10%						+10%					
55条 1項	建築物の高さの制限	10m	12m	—	—	—	—	—	—	—	—	各部分ごと (部分主義)	都市計画図
56条 1項	1号 道路 斜線	適用距離	20m		20m		20m		20m		20m	5項 別表第3 各部分ごと (部分主義)	
		勾配	∠1.25		∠1.25		∠1.5		∠1.5				
	2号 隣地 斜線	立上り+勾配	—	—	20m+∠1.25		31m+∠2.5		20m+∠1.25				
56条の2 別表第4 県条例 第46条の2	敷地境 界線か らの水 平距離	北側 斜線	5m+∠1.25		—	—	—	—	—	—	—	日影を生じさ せる区域の制限 (部分主義)	
		日影規制 制限を受ける建築物 平均地盤面からの高さ	軒高>7m 地階を除く階数≧3		高さ>10m	高さ>10m		(第二種高度の場合) 高さ>10m	—	—	—		
		10m以内の 日影時間	(2) 4時間		(1) 3時間	(1) 4時間		(2) 5時間	—	—	—		
10m超の 日影時間	(2) 2.5時間		(1) 2時間	(1) 2.5時間		(2) 3時間	—	—	—	—			
58条	高度地区	—	—	第一種高度	第一種高度 第二種高度	第二種高度	第二種高度 (一部)	—	—	—	—	各部分ごと (部分主義)	都市計画図
59条	高度利用地区	—	—	—	—	—	—	一部	—	—	—	91条 (過半)	都市計画図
47条	壁面線による建築制限	全域なし		※以下の区域又は地域では、形態や敷地面積に関する制限やお願いがありますので、ホームページや担当課でご確認ください。									
53条の2	敷地面積の最低限度	全域なし		・地区計画区域 担当課:都市計画課 (池花地区、めいわ地区、さつきヶ丘地区、もねの里地区、千代田3・4・5丁目地区、鷹の台地区、鷹の台住宅地区、 和良比六方野地区、和良比三才地区、たかおの杜地区、中央地区)									地区計画区域 は都市計画図
54条	外壁の後退距離	全域なし		※住所が地区名と異なっても、地区計画区域に含まれる場合がありますので、都市計画図等で確認してください。								—	
68条の2	地区計画区域内における 市条例による制限	あり 右欄参照		・お願い地域 担当課:建築課 (千代田1・2丁目、みそら、美しが丘)									
73条他	建築協定	全域なし		・四街道市開発行為指導要綱が適用された区域 担当課:都市計画課									

建築基準法施行令

令86条3項	積雪荷重	県細則16条の2	垂直積雪量=30cm、単位荷重=20N/cm ²
令87条2項	風圧力	平成12年建設省告示第1454号	基準風速V ₀ =36m/秒
令88条1項	地震力	昭和55年建設省告示第1793号	Z=1.0

建築物省工法等

地域の区分	平成28年国土交通省告示第265号	6地域
-------	-------------------	-----